

## 外国人住民向け多言語対応消費生活相談・啓発事業

### 1. 事業メニュー

訪日・在日外国人に対する相談窓口の整備

### 2. 事業内容

#### (1) 目的

外国人住民を対象に多言語\*による消費生活相談を充実するとともに被害防止に向けた啓発事業を展開する。

\*日本語、英語、中国語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語

#### (2) 事業概要

##### ① 多言語による消費生活相談

相談者と公益財団法人しまね国際センターと島根県消費者センターを三者通話機能及びインターネット電話（Skype）で繋ぐことで、通訳を介した多言語での消費生活相談を実施する。

##### ② 多言語対応カード（チラシ）の作成

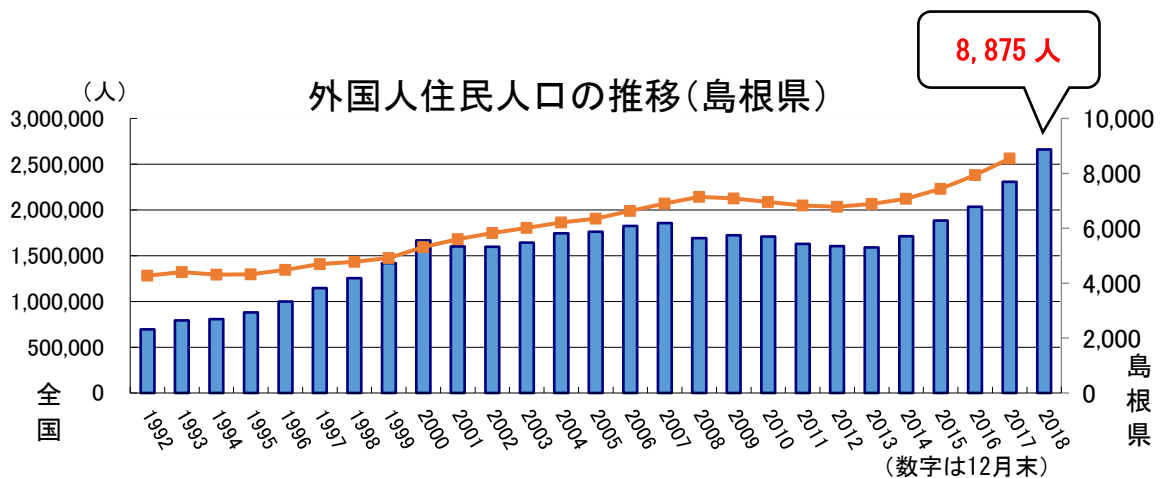
言語別に消費生活相談窓口等を記載したチラシを作成し、市町村他関係機関に配布する。利用者は使用言語のカードを切り離して携帯する。

##### ③ 多言語による消費者被害情報等の提供

外国人住民に多い相談内容等を多言語に翻訳し、県ホームページに掲載し関係機関にリンクするほかSNSでも情報提供する。

### 3. 事業効果

外国人住民等の消費生活相談体制等を充実し、消費者被害の未然防止と必要な情報提供を行うことで、外国人も暮らしやすい多文化共生社会を実現する。



#### 外国人住民人口の国別内訳 (2018)

ブラジル (40.8%)、中国 (15.0%)、ベトナム(12.9%)、フィリピン (10.2%)

(島根県、全国は法務省「在留外国人統計」)